# 第三者評価結果

事業所名:

# A-1 保育内容

 A-1-(1) 全体的な計画の作成
 第三者評価結果

 A-1-(1)-①
 (A 1) 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。
 b

<コメント>

園の全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針や児童福祉法等の趣旨をとらえて作成しています。法人の保育理念や保育方針に基づいた、事業の目的、保育理念、保育方針、園の保育目標の4つを柱とし、園長がたたき台を作成しています。そして、職員の意見、園の特徴等を加味し、園長が中心となって全体的な計画を作成していますが、保育の現場の現状が充分には反映されていません。園を取り巻く地域の特徴として、新たに越してきた子育て世代が多く「育児相談、栄養相談」を実施しています。全体的な計画に基づいて各指導計画を策定しています。全体的な計画は、次年度に向け年度末に見直しが図られています。今年度の事業計画では、事業所としてユニークで独創的な取組4点を掲げていますので、今後も自園の特徴を生かした、園運営が計画されるよう期待します。

# A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

[A2] A-1-(2)-1

生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

b

# <コメント>

保育室内に温湿度計を設置し、温度は夏は26~28℃、冬は20~23℃、湿度は40~60%としていますが、子どもの様子や体感で適宜調節しています。0、1歳児室には床暖房があり、各保育室にはエアコン、空気清浄機、加湿器を備え、換気扇は24時間稼働し、定期的に窓を開け換気をしています。採光はカーテンで調整し、職員は大きな声を出さないように配慮しています。衛生管理マニュアルに基づいて、手洗い場やトイレ等共有部分の清掃やおもちゃ・備品等の消毒を実施し、園内は清潔な状態が保たれています。成長に応じた安全なものを備え、机や柵、マットを用いて、子どもが室内で自由に遊ぶ環境を確保しています。食事と睡眠の場所は別にし、トイレは子どもが使いやすい高さとなっていますが、手洗い場が子どもに合った高さになっていないところがあり、踏み台を置いて対応しています。安全性に問題がないか確認、検討が望まれます。

b

# 〈コメント〉

子ども一人ひとりの発達過程や家庭環境、生活リズム等の個人差は、入園前面談や児童票等で確認しています。日々の子どもの家庭での様子は、送迎時の保護者との会話や連絡帳アプリで把握し、年1回行われる個人面談で把握した情報は、面談記録に記録しています。職員は子どもが安心して自分の気持ちを言葉に出して伝えられるよう、子どもに寄り添い、恐怖心を与えないようにわかりやすい言葉かけをしています。自分を表現する力が十分でない子どもに対しては、子どもの思いを第一に考え、子どもの気持ちを代弁したり、スキンシップを取って寄り添うようにしています。子どもが自己を十分に発揮し、安心して自分の気持ちを表現できるように配慮していますが、子どもへの言葉かけが職員全体としてまだ十分とは言えない場面もあり、さらに穏やかに話すことが望まれます。

[A4] A-1-(2)-3

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

# \_\_\_\_\_

子どもが排泄・睡眠・食事等の基本的な生活習慣を身に付けられるように、一人ひとりの子どもの発達状況を、送迎時や連絡帳アプリ等で保護者と確認し合い、環境の整備、援助を行っています。子どものペースに合わせ、子どもの自分でやろうとする気持ちを大切に見守り、子どもにはやり遂げた達成感や充実感を引き出し、安心して次への意欲につながるよう心がけています。トイレットトレーニングではチェック表で個々の排泄状況を確認し、活動の切れ目等に誘導しています。3歳児以上では子どもの判断でトイレに行くようにしています。0~2歳児においては、連絡帳アプリで睡眠時間を把握し、一人ひとりの状況に応じて睡眠や休息を取れるようにしています。職員は子どもが歯磨きや手洗い等の基本的生活習慣に興味が持てるように、紙芝居等を活用しています。

[A5] A-1-(2)-@

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

<<u>コメント></u>

各クラスには年齢や発達に応じておもちゃや絵本が収納され、職員が子どもの興味、関心に合わせて数種類のおもちゃを用意しています。子どもは机やマット、パーテーションを利用して遊びを展開し、職員は子どもがおもちゃを自分で手に取ったり、操作をして遊ぶ様子を見守り、応答的な声かけをして、子どもが安心して遊べるように配慮しています。幼児の保育室には、自由に絵を描いたり制作活動ができるように、色鉛筆や折り紙、廃材等を所定の場所に置いています。園庭はありませんが、午前中はできるだけ公園や散歩等戸外で遊ぶ時間を取るようにしています。マットや縄跳び、鉄棒等で雨でも保育室で身体を動かせるように環境を整えています。バナナ鬼やドッジボール等ルールのある遊びを通じて、社会的ルールを身に付けられるようにしています。子どもが興味、関心を持つようにおもちゃ等を子どもの目に入りやすく、自分で自主的、自発的に選んで遊べるよう、複数備えておくことが期待されます。

 $A - 1 - (2) - \boxed{5}$ 

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。

b

月齢等発達状況に応じて、ハイハイやつかまり立ち、歩く等の探索活動や遊びが主体的に行えるようにしています。保育室内は角が丸い家具を置く等安全な環境に配慮しています。職員は子どもの表情や様子から、子どもの思いを汲み取り、生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら、愛着関係を形成しています。個々の発達に応じた個別の指導計画や日誌があり、生活リズム、発達状況、体調等に把握して、ゆったりと過ごせるように配慮しています。その日の活動内容はホワイトボードやクラスノート、送迎時のやり取り、連絡帳アプリを利用し、保護者との情報共有、連携を密にしています。子どもの目線に合わせた高さにおもちゃを置き、コーナー遊びを充実させる等、子どもが興味と関心を持ち、自らおもちゃを選んで遊べる環境の整備が期待されます。

A - 1 - (2) - 6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

子どもの自我の育ちを支えられるよう、食事や着替え、排泄等職員が見守りながら、自分でやろうとする意欲を認め、達成感につながるようにしています。友だちとの関わりの中で自分の気持ちを友だちに伝えられるよう声かけを行ったり、職員が気持ちを代弁する等援助しています。かみつきやひっかきについては懇談会や個人面談で説明し、保護者の理解を得るようにしています。子ども同士で遊びに熱中しているときはそばで見守り、職員を求めてくるときは一緒に活動して、子どもが満足感を得られるようにしています。トイレットトレーニング等の生活習慣の自立に向けて、一人ひとりの状態に応じた個別指導計画や日誌があり、連絡帳アプリを活用して、保護者と情報を共有し、連携しています。また保育室前のホワイトボードやクラスノートでも情報を伝えています。子どもが自分でやりたいことを見つけて取り組めるよう、子どもの目の高さにおもちゃや絵本を数多く備え、コーナーを作ったり、探索しながら遊び込める環境の整備が期待されます。

A - 1 - (2) - 7

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 b

イコメント>

各年齢の年間の保育目標のもと、子どもの興味、関心、欲求から遊びを計画し、活動へと展開できるようにしています。個人差の大きい3歳児保育では、食事や排泄、着替え等は段階的に行い、子どもの力を信じ、できたときは大いに褒め、うまくいかないときは違う方法でやってみる等、子どもができたことに自信が持てるようにしています。今年度は4、5歳児は合同保育を行い、同じ活動でも年齢に合った内容になるように工夫しています。4歳児の保育では、喜んでいろいろな活動に取り組み、意見を出し合いながら、友だちと一緒に楽しく過ごすとともに、相手の意図や気持ちがわかり、自分をコントロールできるように支援しています。5歳児の保育では一つの目標に見通しをもち、自己発揮しながら主体的に活動するとともに、友だちと協力して活動し、達成感や充実感を味わえるようにしています。ホワイトボードやお便り、連絡帳アプリ等で保護者に活動の様子を伝えています。

[A9] A-1-(2)-8

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

園は3階建てでバリアフリーの構造となっており、多機能トイレを備えています。エレベーターはありませんが、階段には手すりを設置し、保育士が抱っこをして移動する等工夫できるように配慮し、障害に応じた環境を整備しています。障害があり、配慮が必要な子どもの保育にあたっては、一人ひとりの発達過程や障がいの状況、特性に合わせた個別支援計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて、子どもの状況と成長に応じた援助を行っています。日々の保育の様子は個別の日記に記録し、保護者とは日々の会話や連絡帳アプリ、個人面談等で保護者の意向を汲みながら連携を密にして、情報を共有しています。藤沢市こども家庭課の巡回指導を受け、そこで得たアドバイスを生かし、子どもに対して言葉で伝えるとともにカードや文字で「見える化」を図った結果、子どもの行動が落ち着いた等の事例があります。職員は「気になる子の理解と支援」についての外部研修を受け、必要な知識や情報を職員間で共有しています。

【A10】 A-1-(2)-9 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

〈コメント>

長時間にわたる保育の際は体調に留意しながら、異年齢の子どもが一緒に過ごしています。16時以降は子どもの人数や状況により合同保育を行っています。デイリープログラムや週案は子どもが安心して心地よく過ごすことができるようにゆったりとした計画になっており、内容は子どもの状況で必要に応じて変更できるようにしています。異年齢で落ち着いて過ごせる環境を整え、乳児にも安全なおもちゃや絵本を用意しています。疲れた子どもには横になったりゆったり過ごせるスペースを作り、職員はスキンシップを取りながら一対一で関わるようにしています。食事提供については、保育時間が長い子どもでも安心して過ごせる量となっており、長時間内のおやつの提供はしていません。子どもの状況について、クラスノートを基に職員同士で確認し合い、保護者へは口頭で伝えています。伝え漏れがあった時はクラスノートと職員用連絡ボードに記載し、翌日の朝、保護者に伝えています。

A-1-(2)-10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

a

コメントン

小学校との連携や就学に向けて学校との関わりについては全体的な計画や5歳児の指導計画の中に、小学校との連携や就学に向けての取 組が示され、近隣の小学校に行って運動会の練習を見せてもらう等、地域の小学校と連携して交流する機会が盛り込まれています。生 活面では食事時間を決めて学校の食事時間に合わせたり、午睡時間を少しずつ減らしていく等就学に向けて取り組んでいます。個人面 談では保護者の不安を解消し、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるように配慮しています。藤沢市幼保小連携会議では 子どもが小学校へ進学する際に、子どもの情報がうまく伝わる方法について意見交換し、連携を図っています。園長の責任のもと、5歳

 A-1-(3) 健康管理
 第三者評価結果

 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。
 a

コメント>

健康管理マニュアルを基に、一人ひとりの子どもの健康管理を家庭と連携して進めています。入園時に保護者から提出された乳幼児健康記録票で子どもの心身の健康状態を把握しています。入園後の予防接種、疾病については年度末に保護者に乳幼児健康記録票への追加記入をしてもらい、子どもの健康に関する情報を把握しています。保育中に子どもの体調悪化や発熱、けがが発生した場合は保護者に連絡し、状況によっては早めにお迎えに来てもらうこともあります。昼礼で子どもの体調について職員間で情報を共有し、クラスノートに記載して他の職員に周知しています。保健に関する計画を作成し、子どもの健康に関する方針や取組を進めています。園だよりに「保健からのお知らせ」を掲載し、保護者に子どもの健康に関わる情報を伝えています。乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のために呼吸チェックを行い、保護者には仰向けで寝る習慣をつけるよう伝えています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<u> <コメント></u>

健康診断と歯科健診は園の嘱託医により、それぞれ年2回実施しています。受診にあたっては園だよりや掲示で健診前に保護者に周知し、保護者が子どもの体のことで気になっていること等を聞き、医師からの回答を保護者にフィードバックしています。また、日ごろから健康に関して気になっていること等についても相談しています。健診結果は個人記録票に記録し、昼礼で職員に周知しています。保護者には所定の書式でその日のうちに全員に知らせ、必要に応じて受診を勧めています。虫歯予防デーには、職員が紙芝居等で歯磨きの大切さを楽しく伝えています。職員が手洗い、うがいのやり方を実際にやって見せたり、感染症を他人に感染させないために咳エチケットが大切であること等を子どもに伝えています。月に1回身体測定を行い、0~2歳児は記入表に、3歳児以上はシール帳の所定の欄に記録し、保護者に伝えています。

A - 1 - (3) - 3

【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

b

イコメントン

アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対しては「保育所におけるアレルギーガイドライン」「食物アレルギー対応について」に基づき適切に対応しています。主治医が記載した「アレルギー疾患生活管理指導表」の指示に従い、入園時に「入園時食事調査票」「離乳食食材表」等を基に保護者から聞き取りを行ったうえで、園での対応方法について話し合い、適切に対応しています。難病を持つ子どもに対しては藤沢市子ども家庭課や医療機関、保護者と連携を密にして保育にあたるように配慮しています。現在、アレルギー疾患の子どもは在籍していませんが、アレルギーのある子どもへの食事の提供の際は、別テーブルで専用の台拭きを使用し、食器やトレイの色を変えることとしています。今後アレルギー疾患のある子どもの受け入れを想定し、職員は食事提供時のシミュレーション(模擬訓練)を実施しする等、職員間で確認し合える更なる取組が期待されます。

# A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 b

(コメント>

「食」に関する様々な経験や知識を身につけ、「食を営む力」の育成を目指し、年間食育計画を作成しています。全体的な計画の中に「食育の推進」の項目を設け、1~5歳児の年間指導計画には「食育」の欄があり、年齢に応じて野菜の皮むきやクッキング等を保育活動に取り入れています。コロナ禍でも子ども同士が向き合っておしゃべりしながら楽しく食事ができるようにテーブルやいすを配置しています。乳児クラスでは食べることに興味を持ち、手づかみでも自分でしっかり食べることを大切にし、成長に合わせて職員がスプーンですくって手に持たせる等、食事の支援をしています。苦手なものは無理強いせず、少しでも食べられたときには褒め、子どもが食べようとする意欲につながる言葉かけを心がけています。保護者には毎月の献立表、年数回の食育便り、連絡帳アプリでの食育活動の写真の配信等園の取組を伝えています。食器はメラミン製のものを使用していますが、皿の深さ等形状の見直しが期待されます。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

**<コメント>** 

一人ひとりの子どもの発育状況や体調を考慮して、調理の仕方等に配慮しています。0歳児の離乳食の進め方では離乳食食材表を基に、家庭ときめ細かな連携を取り、年齢や発達に合わせた4段階の離乳食を提供しています。月1回の給食会議で保育士から喫食状況の報告を受けたり、残食の状況を日々記録して情報を共有し、献立や調理方法の工夫に反映しています。七草がゆや餅つき等日本の伝統文化を取り入れた献立や、七夕やクリスマス等の季節に合わせた行事食を提供しています。栄養士や調理員が子どもたちの食事の様子を見て回り、子どもたちの話を聞いて好き嫌いを把握しています。衛生管理マニュアルに基づき、衛生チェック表を作成し、毎日項目に沿って確認しています。

# A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<u>くコメント></u> 伊護者には祭

保護者とは登降園時の会話や連絡帳アプリを通して、家庭から子どもの様子(乳児)、園の子どもの様子について情報交換をしています。園では普段から職員と話しやすい雰囲気を大切にしています。保育目標や保育内容について園だより、クラスだより、保健だより、食育だよりを通じて保育内容や、保育の目標、意図する事の理解を得られるように工夫しています。また、園内にドキュメンテーション(写真)で活動の様子を掲示し、個人面談、運動会、発表会でも子どもの成長を共有する機会としています。また、保育参観を実施して園での子どもの様子、成長を知ってもらえるように、今後もより理解を深められる情報を発信したいと考えています。保護者と情報交換した内容は、その内容により個人のファイルに綴じています。

 A-2-(2) 保護者等の支援
 第三者評価結果

 【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 b

〈コメント>

保護者との信頼関係を築けるように、普段からのコミュニケーションを大切にしています。連絡帳だけではなく、登降園時にできるだけその子どもの様子、エピソードについて話すように心がけています。また、保護者からの相談にはいつでも応じることを伝えています。相談事は園長、主任に相談されることが多いですが、担任が相談を受けた時には園長及び主任に報告し、アドバイスを受ける事ができます。相談内容によっては、相談者に必要と思われる関連機関の紹介や、栄養相談、育児相談等保育園の特性を生かした支援を行っています。相談に応じる時には、保護者の都合に合わせ、ほかの人に聞かれないよう相談室で行っています。必要に応じて相談内容を個人ファイルに綴じ、継続して相談に応じることができるよう配慮しています。園では相談には真摯に対応していますが、理解を得るのが難しい場合もあるので、これからも保護者の気持ちに寄り添った対応に努めたいと考えています。

[A19] A = 2 - (2) - (2)

家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

## <コメント>

虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の受け入れ時や着替えのとき等、子どもの様子や身体に変化がないか、注意して観察 しています。また、保護者の様子にも注意をしています。保育中の子どもの機嫌や、何気ない会話等で気になることがある時には、園 長に報告し、写真を撮る等して経過を観察しています。内容はケース会議やミーティング時に話し合って、全職員で子どもの情報を共 有しています。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、園長が窓口となり、藤沢市こども青年部保育課に連絡する体制がありま す。法人の定める職員倫理行動マニュアル(保育所版)と園の運営規定に、虐待等の禁止、児童虐待法の尊守について明記されていま す。虐待に関するマニュアルを整備して、職員は入職時に研修を受けています。また、自己評価により自身の行動が子ども対して虐待 になっていないか振り返りをしています。

# A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) 第三者評価結果 A - 3 - (1) - 1[A20]

保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めて いる。

### くコメント>

|年間指導計画は、年度末に振り返りを行い、次年度の計画を策定しています。月間指導計画は、月末に振り返りを行い、その年齢の目 |標に沿って次月の計画を立てています。例えば、子どもができなかった事に対して、「じゃあ、どうしたらいいかな」と子どもと一緒 に考え、子どもが達成感を感じられるように支援をして、子どもの意欲、努力、取組方に配慮して計画に繋げています。また、保育士 が自身で苦手としていることは職員会議で困っている事として発言し、他の職員からのアドバイス等を得る事で職員同士の互いの気づ きや学びとなり、保育の質の向上につながっています。法人独自の自己評価があり、保育士としてその項目に当てはめて、自己評価を 行っています。これら職員の自己評価のまとめから、園全体としての自己評価が導き出されますが、園の自己評価をするまでには至っ ていません。